

# 第 9 回

## 那 賀 5 町 合 併 協 議 会

### 会 議 資 料

#### 合 併 協 議 の 5 か 条

- 1 . 他町の行政内容を批判しないようにしましょう。
- 2 . お互いの立場を充分尊重しましょう。
- 3 . コミュニケーションを大切にしましょう。
- 4 . 先人に感謝し、5 町の歴史文化に敬意を払いましょう。
- 5 . 将来を見据え、勇気をもって合併問題に取り組みましょう。

日 時 : 平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日 ( 木 ) 午後 1 時 3 0 分 から  
場 所 : 貴志川町立西貴志コミュニティセンター 2 階 大集会室

# 会 議 次 第

## 1 . 開 会

## 2 . 会 長 挨拶

## 3 . 会議録署名委員の指名

## 4 . 議 事

### ( 1 ) 協議事項

協議第 3 号の 3 合併の期日について

協議第 7 号の 2 新市建設計画の策定について

協議第 1 6 号の 2 町名・字名の取扱いについて

協議第 4 2 号の 1 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第 4 3 号の 1 各種事務事業（農林業振興関係事業）の取扱いについて

協議第 4 4 号の 1 各種事務事業（小・中学校の通学区域等）の取扱いについて

協議第 4 5 号の 1 各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて  
（給食関係含む）

協議第 4 6 号の 1 各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて

協議第 4 7 号の 1 各種事務事業（社会体育関係）の取扱いについて

協議第 4 8 号の 1 各種事務事業（地域審議会等）の取扱いについて

協議第 4 9 号の 1 各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて

協議第 5 0 号の 1 各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて

## 5 . 次回協議会の開催について

## 6 . そ の 他

## 7 . 閉 会

協議第3号の3

合併の期日について

合併の期日について、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

記

協 定 項 目	合併の期日
項 目 区 分	基本的な協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	総務課
調整方針（案）	合併の期日は、平成17年11月7日とする。

平成16年 月 日確認

協議第7号の2

新市建設計画の策定について

新市建設計画の策定について、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

記

協定項目	新市建設計画
項目区分	新市建設計画
担当部会	総務財政部会、企画部会
事務局	計画課
調整方針（案）	別添、那賀5町新市建設計画のとおりとする。

平成16年 月 日確認

協議第16号の2

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年6月24日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

記

協 定 項 目	町名・字名の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	調整課
調整方針（案）	(1) 桃山町及び貴志川町については、新市の名称の後に現行の町名を付し、冠称の「大字」を削除した名称とする。 (2) 打田町、粉河町及び那賀町については、新市の名称の後に冠称の「大字」を削除した名称とする。

平成16年 月 日 確認

協議第42号の1

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年10月28日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

記

協 定 項 目	事務組織及び機構の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	総務課
調整方針（案）	<p>新市の事務組織及び機構については、次の方針に従い整備する。</p> <p>（1）現在の打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の庁舎を有効活用するため、本庁機能を分散するとともに、それぞれに支所若しくは分室を置き、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p> <p>（2）行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう整備する。</p> <p>（3）責任の所在が明確で、指揮命令系統が分かりやすい事務組織及び機構とする。</p> <p>（4）緊急時に即応できる事務組織及び機構とする。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第43号の1

各種事務事業（農林業振興関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（農林業振興関係事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年10月28日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（農林業振興関係事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	経済産業部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>農林業振興関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>（1）農業振興地域整備計画及び森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は、現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>（2）農業振興地域整備促進協議会については、合併時に再編し、農業振興協議会等については、合併時に廃止する。</p> <p>（3）経営対策体制整備推進事業については、現行のとおり実施することとし、計画策定会議については、新市において再編する。</p> <p>（4）土壌改良補助事業については、合併時に廃止する。</p> <p>（5）農業経営管理合理化推進事業補助金については、合併時に一元化する。</p> <p>（6）水田農業構造改革対策推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、平成18年度で事業が終了するため以降については、国の新制度に基づき検討する。</p> <p>（7）打田町ふれあい水田創生事業及び粉河町水田営農活性化対策奨励補助事業については、合併時に廃止する。</p> <p>（8）果樹対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>（9）有害獣被害防止対策事業については、合併時に一元化する。</p> <p>（10）有害鳥獣駆除事業については、新市において引き続き実施する。なお、実施団体への補助金等については、新市において調整する。</p> <p>（11）農業振興関係団体及び林業振興関係団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとする。ただし、独自の団体について</p>

	<p>は、現行のとおりとする。なお、団体への補助金等については、新市において調整する。</p> <p>(12) 那賀町特別栽培農産物認証制度については、合併時に廃止する。なお、新市においては、県の認証制度により実施する。</p> <p>(13) 農林産業まつりについては、新市において調整する。</p> <p>(14) 国及び県の農林関係補助事業で合併時に継続している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、継続しているものは現行のとおりとし、合併後新たに行う事業については、新市において一元化する。</p> <p>(15) 農業施設基盤整備事業（町単独事業）については、新市において一元化する。</p>
--	--

平成16年 月 日 確認

協議第44号の1

各種事務事業（小・中学校の通学区域等）の取扱いについて

各種事務事業（小・中学校の通学区域等）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年10月28日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（小・中学校の通学区域等）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	教育部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	小・中学校の通学区域については、当面、現行のとおりとする。 ただし、新市において状況に応じて通学区域を調整する。

平成16年 月 日 確認

協議第45号の1

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年10月28日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

記

協定項目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて （給食関係含む）
項目区分	その他の協定項目
担当部会	教育部会
事務局	調整課
調整方針（案）	<p>（1）健康診断については、学校保健法に基づき、合併時に統一する。</p> <p>（2）学校の学期制については、合併時は三学期制、二学期制の両学期併存とするが、新市においてできるだけ早い時期に統一できるよう調整を図るものとする。</p> <p>（3）スクールバス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>（4）学校給食事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者負担については、新市において調整を行うものとする。なお、未実施校については新市において検討する。</p> <p>（5）体育文化活動派遣補助事業については、合併時に統一する。</p> <p>（6）私立幼稚園補助事業については、合併の日の属する年度は旧町の例によるものとし、翌年度以降については、新市において速やかに補助要綱を策定する。</p> <p>（7）私立幼稚園就園奨励費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>（8）粉河町育英事業については、合併時まで廃止する。</p> <p>（9）ヘルメット支給事業については、新中学1年生及び自転車通学を必要とする小学生に無償支給する。</p> <p>（10）新入学・卒業児童生徒記念品贈呈事業については、合併時に統一する。</p> <p>（11）教育相談事業、適応指導教室及びスクールサポーターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>（12）要保護・準要保護児童生徒の就学支援及び特殊教育就学奨励費については、国の制度に準じて実施する。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第46号の1

各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて

各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年10月28日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	教育部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 社会教育振興計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>(2) 子どもセンターについては、合併時に廃止する。ただし、新市において本目的に沿った事業を検討する。</p> <p>(3) 社会教育委員・社会教育指導員については、新市において新たに設置する。</p> <p>(4) 学校週5日制推進事業については、合併時までに事業内容を検討・調整し、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(5) 成人式及び60の集い事業については、新市において引き続き実施する。ただし、実施時期・場所・方法については合併時までに調整する。</p> <p>(6) 公民館事業については、合併時までに調整する。</p> <p>(7) 文化協会については、合併時に統合する。なお、文化祭等のイベントについては新市において調整する。</p> <p>(8) 社会教育関係団体については、団体等の意向を踏まえて合併時に統合可能なものは統合できるよう調整に努める。</p> <p>(9) 各町の指定文化財については、新市に引き継ぐものとし、新市において新たに文化財指定基準を設ける。なお、委員会については新市において再編する。</p> <p>(10) 生涯学習センターについては、新市に引き継ぐものとする。ただし、使用規程等については合併時に統一するものとする。</p> <p>(11) 図書の貸し出しは原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において相互利用が図れるようシステムの調整を行う。</p> <p>また、巡回図書については新市において検討する。</p>

	<p>(12) 歴史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(13) 文化会館については、新市に引き継ぐものとする。ただし、会館の運営については、合併時までに調整し、事業については新市において調整する。</p>
--	---

平成16年 月 日 確認

協議第47号の1

各種事務事業（社会体育関係）の取扱いについて

各種事務事業（社会体育関係）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年10月28日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（社会体育関係）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	教育部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 体育指導委員会は、新市においてスポーツ振興法に基づき設置する。</p> <p>(2) 町主催体育事業については、合併時までに現行の事業を基に関係団体等と実施内容・方法等について協議するものとする。</p> <p>(3) 体育協会については、合併時に統合する。</p> <p>(4) スポーツ少年団については、合併時に統合する。なお、単位団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、使用の手続き及び管理については合併時までに調整する。</p> <p>(6) 区民広場設置事業補助金については、貴志川町の例により新市において実施する。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第48号の1

各種事務事業（地域審議会等）の取扱いについて

各種事務事業（地域審議会等）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年10月28日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（地域審議会等）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	総務課
調整方針（案）	市町村の合併の特例に関する法律（以下「法律」という。）第5条の4第1項に規定する地域審議会、地方自治法第202条の4第1項及び法律第5条の5第1項に規定する地域自治区並びに法律第5条の8第1項に規定する合併特例区は設置しない。

平成16年 月 日 確認

協議第49号の1

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年10月28日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	-
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 窓口業務については、組織体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないよう努める。</p> <p>(2) 窓口業務の時間については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 休日の対応については、本庁及び支所に日直員を置くこととし、住民サービスの低下を招かないよう合併時まで調整する。</p> <p>(4) 夜間の対応については、合併時まで調整する。</p> <p>(5) 日曜予約役場については、貴志川町の例により新市に引き継ぐものとし、日直員が対応する。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第50号の1

各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて

各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年10月28日提出

那賀5町合併協議会  
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	（1）社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。なお、補助金については、新市において調整する。 （2）委託事業については、合併時まで調整する。

平成16年 月 日 確認

## 第10回協議会の開催について

### 第10回協議会の開催（案）

- ・ 日 時            平成16年12月24日（金）午後1時30分から
- ・ 場 所            打田町保健福祉センター    4階    ホール田園